

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月27日（平成30年（行個）諮問第58号）

答申日：平成30年10月30日（平成30年度（行個）答申第128号）

事件名：本人に対する特定の不訂正決定に係る電子決裁の起案用紙等の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「本件文書1」ないし「本件文書3」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年12月21日付け北海相第167号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正をしてほしい。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由の（理由）（その内容は別紙2のとおり。）のとおり。当時の特定職員Aは別紙（添付略）のとおり平気でうそをつくので信用できないから。

##### （2）意見書

特定職員Bが札幌法務局民事行政部総務課氏名不詳性別不明の職員に照会した事実はありません。すべて特定職員Bのねつ造です。

札幌法務局民事行政部総務課氏名不詳性別不明の職員が特定職員Bに回答した事実はありません。すべて特定職員Bのねつ造です。

札幌法務局民事行政部総務課特定職員C、特定職員Dは特定職員Bから照会を受けていない、回答をしていないと証言しています。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の経緯

平成29年11月22日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。これに対して、処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報について、事実と異なると判断できる具体的な根拠がないこと等から、訂正請求に理由があると認めることはできないとして、同年12月21日付けで不訂正決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月27日付けで諮問庁に対し行われたものである。

## 2 訂正請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、平成29年11月2日付け北海相第150号により開示した①保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙、②当該電子決裁後に出力、印刷した起案用紙及び③当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号）である。

## 3 審査請求の趣旨

審査請求人は、北海道管区行政評価局及び札幌法務局の対応状況、総務省行政相談業務室のメール等を踏まえて、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正すべきであると主張している。

## 4 諮問庁の意見等

### (1) 諮問庁の意見

#### ア 保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙及び当該電子決裁後に出力、印刷した起案用紙

当該起案用紙は、審査請求人からの特定年月日A付けの保有個人情報訂正請求に対し、北海道管区行政評価局が訂正をしない旨の決定に係る電子決裁を行うために作成したものである。

審査請求人は、当該起案用紙の伺い文の記載内容について訂正を求めているが、当該記載内容は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定を行うに当たっての北海道管区行政評価局の判断を記載したものであり、訂正の必要は認められない。

#### イ 当該電子決裁に添付されている相談対応票

当該相談対応票は、行政相談委員が特定年月日Bに審査請求人から受け付けた行政相談について、同委員から処理の依頼を受けた北海道管区行政評価局の担当者が、相談内容、調査結果、回答内容等を記録したものである。

審査請求人は、当該相談対応票に関して、対応経過、調査結果、回答内容及び添付資料について訂正を求めているが、北海道管区行政評価局に事実関係を確認したところ、実際に行った照会結果、検討結果、回答内容等を記録しており、事実と相違していないことから、訂正の必要は認められない。

## (2) 結論

以上のとおり、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、訂正をしないとした原処分を維持することが適当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月17日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月9日 審議
- ⑤ 同月26日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙2のと通りの訂正を求めるものであるところ（以下、別紙2に掲げる本件訂正請求の（趣旨1）ないし（趣旨8）を、順に「趣旨1」ないし「趣旨8」という。）、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙2のと通りの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正請求部分」という。）の訂正の要否について検討する。

#### 2 法27条1項1号について

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

#### 3 訂正の要否について

- (1) 訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき、当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正をすべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、請求を受けた行政機関の長においては、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的に主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない

場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) そこで、当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）を確認したところによると、本件文書は、①審査請求人からの特定年月日A付けの保有個人情報訂正請求に対し、北海道管区行政評価局が行った訂正をしない旨の決定（以下「先行不訂正決定」という。）に係る電子決裁の起案用紙（本件文書1）、②当該電子決裁後に出力、印刷した起案用紙（本件文書2）及び③当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号）（本件文書3）であり、そのうち、本件対象訂正請求部分は、本件文書1及び本件文書2の各「伺い文」欄の記載内容部分（趣旨1及び趣旨2）並びに本件文書3の「対応経過」（趣旨3）、「調査結果」（趣旨4及び趣旨5）及び「回答内容」（趣旨6）の各欄の記載内容部分と欄外の添付資料の記載部分（趣旨7及び趣旨8）であると認められる。以下、順次検討する。

ア 趣旨1及び趣旨2に係る訂正請求について（本件文書1及び本件文書2の関係）

標記の訂正請求は、要するに、先行不訂正決定に係る決裁の内容（結論及びその理由）そのものの訂正を求めるものであり、諮問庁から先行不訂正決定に係る通知書（写し）の提出を受け、当審査会においてこれを確認したところによれば、当該決裁に基づいて先行不訂正決定が行われたことは明らかであることからすると、結局は、既に行われた処分（先行不訂正決定）の内容（結論及び理由）の訂正を求めるものといわざるを得ない。

そうすると、標記の訂正請求は、訂正請求の体裁をとってはいるものの、その実質は、先行不訂正決定に対する不服を申し立てるものであって、法27条1項に基づく保有個人情報の訂正請求に当たるものではない。したがって、このような訂正請求については、およそ訂正請求に理由があると認められる余地はない。

イ 趣旨3ないし趣旨8に係る訂正請求について（本件文書3の関係）

本件文書3は、先行不訂正決定に係る決裁を行うに当たり、その決裁の参考資料とされた相談対応票（特定受付番号）であって、これが決裁の参考にされたことを示す趣旨で当該決裁に係る決裁文書に添付されたものであることは明らかであるところ、このような添付の趣旨を踏まえると、本件文書3は当該決裁の参考資料とされたままの内容で保有することが必要なものであり、その内容につき、仮に、事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。

したがって、本件文書 3 に記録された保有個人情報の訂正請求を認めることはできない。

(3) 以上のとおり、本件対象訂正請求部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1（本件対象保有個人情報記録された文書）

本件文書 1 保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙

本件文書 2 当該電子決裁後に出力，印刷した起案用紙

本件文書 3 当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号）

## 別紙 2（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）

保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙（本件文書 1 の関係）

当該電子決裁後に出力，印刷した起案用紙（本件文書 2 の関係）

（趣旨 1）「訂正箇所：なし（事実と異なると判断できる具体的な根拠がないため）」を「訂正箇所：あり（事実と異なると判断できる具体的な根拠があるため）」に訂正せよ。

（理由 1）総務省行政相談業務室から〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）宛ての特定年月日 C，特定年月日 D 付けメール，その根拠となる特定職員 B から特定職員 E への報告，札幌法務局民事行政部総務課特定職員 C（特定行政相談委員 B に渡したメールの送信者）の証言など具体的な根拠があるから。

（趣旨 2）「特定職員 B は，札幌法務局民事行政部総務課氏名不詳性別不明の架空の人物に照会し回答を得た。」を追加せよ。

（理由 2）その後，月日は不明であるが，申出人から担当職員宛てに電話で，「札幌法務局から，通報者からの照会がない限りは結果を知らせないということは，行政サービスの観点から好ましくないとして，照会が無くても結果を通知することとした。」旨の説明があった，との連絡があった。（総務省の理由説明書・注：申出人は電話をかけていない。）

また，本省にも，相談があり北海道管区行政評価局は，本省行政相談業務室からの照会を受けた際に上記札幌法務局の新たな対応について報告をした。（総務省の理由説明書）

特定職員 B は「役所は法律に書いていないことはしない。通知しないのは当然だ。」と回答したが，札幌法務局からのメールでは，「法文上の規定がないことから結果についてはお知らせしない旨，説明していたところです。しかしながら，申出人に対し，その結果をお知らせしないことは，行政サービスの観点から好ましくないと判断し，今後の取り扱いとして，その結果のみ通知することといたします。」とあり，特定職員 B は，札幌法務局に照会せず個人の判断で根拠のない回答をしたため，同氏を懲戒処分してほしい。（総務省行政相談業務室が特定年月日 E に受けた書簡）と記載がある。通報者からの照会の有無についての記載はない。

北海道管区行政評価局と札幌法務局の回答は矛盾するものであり，特定職員 B は，札幌法務局に審査請求人の申出に係る照会を行わずに，

個人の判断で根拠のない回答をしたため、同氏の処分をしてほしいとのことであると推察いたします。①〇〇様のお申し出については、特定年月日B、札幌法務局民事行政部総務課に照会（電話）した上で、同日同課からの回答（法令に規定がないため申立人への通知を行っていない）を〇〇様に伝えており、職員個人の判断で根拠のない回答を行ったものではありません。②また、札幌法務局は、本件に係る上記①の回答後に、「申立人に対し、その結果をお知らせしないことは行政サービス上の観点から好ましくないと判断して、今後の取り扱いとしてその結果のみ通知することとする。」としてこれまでの対応を変更しており〇〇様のお申し出については一定の改善が図られたと承知しています。（総務省行政相談業務室から〇〇宛てのメール）

札幌法務局民事行政部総務課に特定職員Bに回答した職員はいないから、特定職員Bの創造した架空の人物である。

当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号）（本件文書3の関係）

（趣旨3）札幌法務局民事行政部総務課「氏名不詳性別不明職員」を追加せよ。

（理由3）特定年月日時札幌法務局民事行政部総務課特定職員Cのメールであることを特定行政相談委員Bに伝えているにもかかわらず、特定職員B、特定職員A、特定職員Fは氏名不詳性別不明と主張しているから。特定職員AのPDFファイルとした理由：〇〇様のご相談内容のほか、札幌法務局民事行政部総務課が〇〇様宛てに送付したメール本文がそのまま記載されていたため、以後の当局での調査の必要等を考慮して、相談対応票の添付資料として、当局で整理した司法書士法の関係の規定とともに保有しているところです。

以後の調査に必要なので、氏名を必ず記載するから。

例）特定職員G—特定職員H，特定職員I—特定氏名，特定職員F—特定職員J，特定職員K，特定職員B—北海道財務局特定職員L

当然に特定職員B—札幌法務局氏名不詳性別不明職員と記載することになるから。

（趣旨4）「札幌法務局民事行政部総務課に対して、通報者から処分の有無について照会することができるか否かを確認したところ、一般業務サービスとして、調べて伝えることができる旨の回答を得た。」を削除せよ。

（理由4）札幌法務局は特定職員Bに回答をしていないから。

（趣旨5）「3 行政相談委員に調査結果を回答したところ、相談者が帰ったので、管区局から相談者に直接回答してほしいとのことであつたので、



電話で回答し完結とする。」を削除せよ。

(理由5) 総務省行政相談業務室から〇〇宛ての特定年月日D付けメールのとおりに、特定行政相談委員Bに調査結果を連絡したのは、特定月日Aではなく特定月日Bだから。

(趣旨6) 「また、法務局では、通報者から処分有無について照会があった場合、一般業務サービスとして、調べて伝えることができる旨を相談者に回答したところ、了解が得られたので、完結とする。」を削除せよ。

(理由6) 理由2と同じ

(趣旨7) 「申出文.p d f」を削除せよ。

(理由7) 当初の利用目的を達成したため

(趣旨8) 「司法書士法.d o c x」を削除せよ。

(理由8) 司法書士法、司法書士法施行規則に記載がないことは札幌法務局及び〇〇共通の認識であるから。本件は、司法書士懲戒処分事務取扱要綱、要領、民事局長通達、行政手続法の根拠、判例などの根拠の問い合わせであるから。特定職員Bは見当違いのことをしているから。